



2021年5月25日

各 位

上 場 会 社 名 ジーエフシー株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 西村公一  
(コード番号：7559 東証 JASDAQ)  
問 合 せ 先 取締役財務経理部部長 岩永雅由  
(TEL 058-387-8181)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2021年6月24日開催予定の第49回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行及び移行に伴う役員人事につきましては、2021年4月26日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」及び「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご参照ください。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 経営に関する意思決定の合理性の強化と透明性の高い経営を実現するとともに、意思決定の迅速化を可能とすることを目的として監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行います。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を目的として、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう規定を新設するとともに、重複する規定の削除等、所要の変更を行います。
- (3) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行います。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

- 定款一部変更のための株主総会開催日・・・2021年6月24日(予定)  
定款一部変更の効力発生日・・・・・・・・・・2021年6月24日(予定)

以 上

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会  <u>(2) 監査役</u>  <u>(3) 監査役会</u>  (新設)  <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会  (削除)  (削除)  <u>(2) 監査等委員会</u>  <u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の<u>監査等委員でない</u>取締役は、<u>10名</u>以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役</u>  <u>(以下、「監査等委員」という。)</u>は、<u>5名以内とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2～3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> <u>増員又は任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了の時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により、取締役の中から取締役社長1名を選定する。又、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了の時までとする。</u></p> <p><u>4 補欠の監査等委員の選任決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議により、<u>監査等委員でない取締役の中から選定する。</u></p> <p>2 取締役会は、その決議により、<u>監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定する。又、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事は、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役は、これに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第30条 (条文省略)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第27条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事は、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議により<u>監査等委員と監査等委員でない取締役とを区別して定める。</u></p> <p>第31条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p><u>第31条 当社の監査役は5名以内とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p><u>第32条 監査役は、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>3 当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の任期)</p> <p><u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期終了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の終了する時までとする。</u></p> <p><u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第34条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p><u>第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第32条 常勤の監査等委員は、監査等委員会の決議により選定する。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 <u>監査役会</u>における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した<u>監査役</u>は、これに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第38条 <u>監査役</u>の報酬等は、<u>株主総会</u>の決議により定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></u></p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会</u>における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した<u>監査等委員</u>は、これに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第41条 <u>会計監査人の報酬等は、<u>取締役会</u>の決議により、<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</u></p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第37条 <u>会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役が、監査等委員会</u>の同意を得て定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第42条 (条文省略)</p> <p>(<u>期末配当の基準日</u>)</p> <p>第43条 <u>当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(<u>中間配当</u>)</p> <p>第44条 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</u></p> <p>第45条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>(<u>剰余金の配当等</u>)</p> <p>第39条 <u>当社は、取締役会の決議により、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、毎年9月30日又は3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(<u>附則</u>)</p> <p>(<u>監査役<span>の</span>責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p>1 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第49回定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。</u></p> <p>2 <u>第49回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。</u></p>

以上